

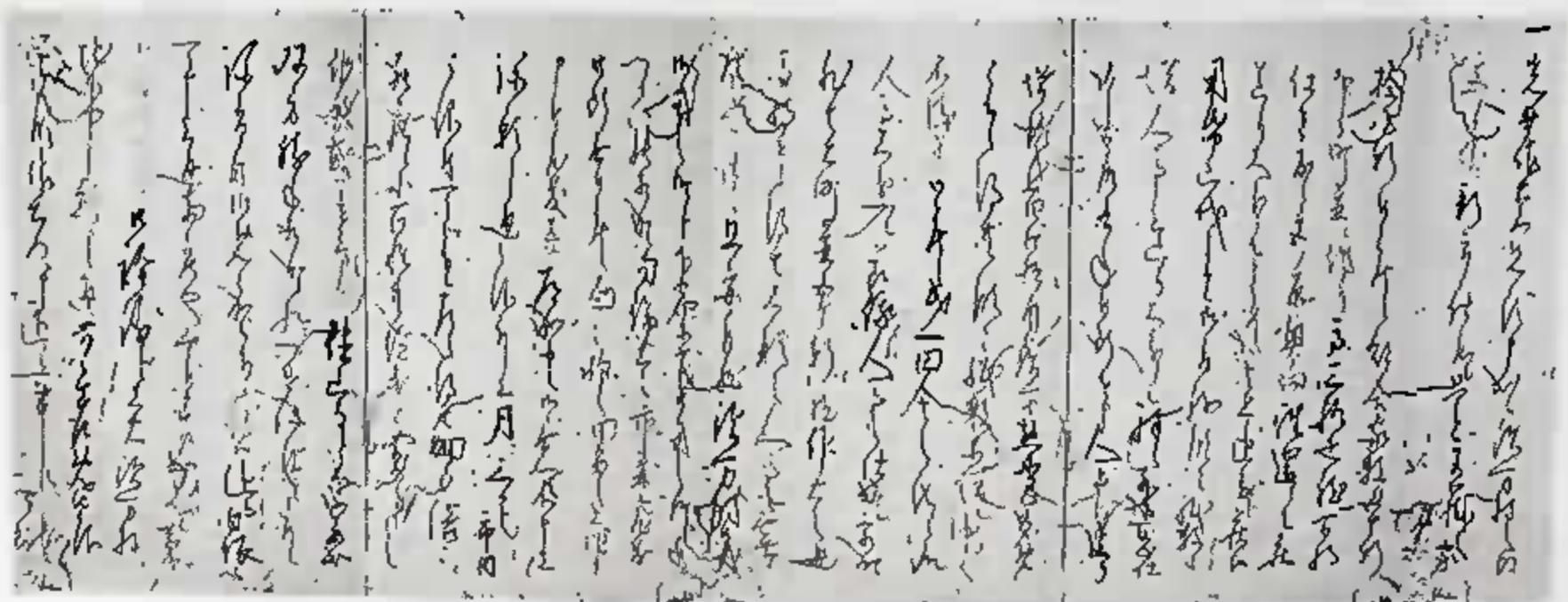
3 徳山毛利家文庫に見る山代街道関係史料

山口県文書館架蔵の徳山藩政史料群「徳山毛利家文庫」に、藩政務を司る蔵本に寄せられる決裁事項や報告事項などを日々記録した「御蔵本日記」がある。その中に、山代街道を語るにおいて留意したい二つの記事が目についた。山代街道は、須万村（徳山市）を通るが、須万村は徳山藩領に属した。ここには、須万代官が配置されていた。なお、便宜上読点を筆者が付した。

一つが、元禄十四年（一七〇一）九月二十四日の記事。

一光井佐右衛門先頃申出候、須万村之内宮ノ原に新市仕度候、只今有掛之家拾八軒御座候、都合家数五十軒ほど町並に作り、馬參拾疋程所持仕せ度候、宮ノ原奥向往還にて萩送り大分にて御座候、其上近年萩御用紙山代より御取越段々紙数も増、人馬之送り大分にて殊之外迷惑仕候故、去年御断を申、人馬之送り増銀貳百四拾目須万惣賞御免被下候得共、段々紙数相増し中く不勝手御座候儀、一田舎之儀候故、人馬大分人候節俄人馬之仕出し不相成候、然は右町並五十軒程作、右之通馬持せ候得は大形之人馬は無滞様に可仕候、且亦自然須万村御用御用之時分、下宿等も御用之時分につかい能相成候、勿論右之市並之屋敷御断無御座候、面々抱之田島之上へ作事中付屋敷並道成等之御無心不申上候、弥願之通被仰付候上、月に三日之市日被仰付可被下候、左候得は畑々浴々に罷居候小百姓共塩など買たく候は、他領或は遠方之徳山などへ不相出、双方勝手相成候様に心遣仕儀に御座候、弥市日御免被成被下候得は追而日限可申上通而庄屋書付差出、則玄蕃殿御覽、此間御詮議之上右須万村地下中願之通可被差免由被仰候、其段佐右衛門へ申達候事

須万代官（代官が執務した勘場は宮ノ原の南、中原にあった）の光井佐右衛門を通した地元からの建言として、須万村の中心地で本陣が置かれていた宮ノ原に新しく市を立てたいというもの。その背景にあったのが、萩藩領山代で生産される紙の



「御蔵本日記」元禄14年9月24日の条

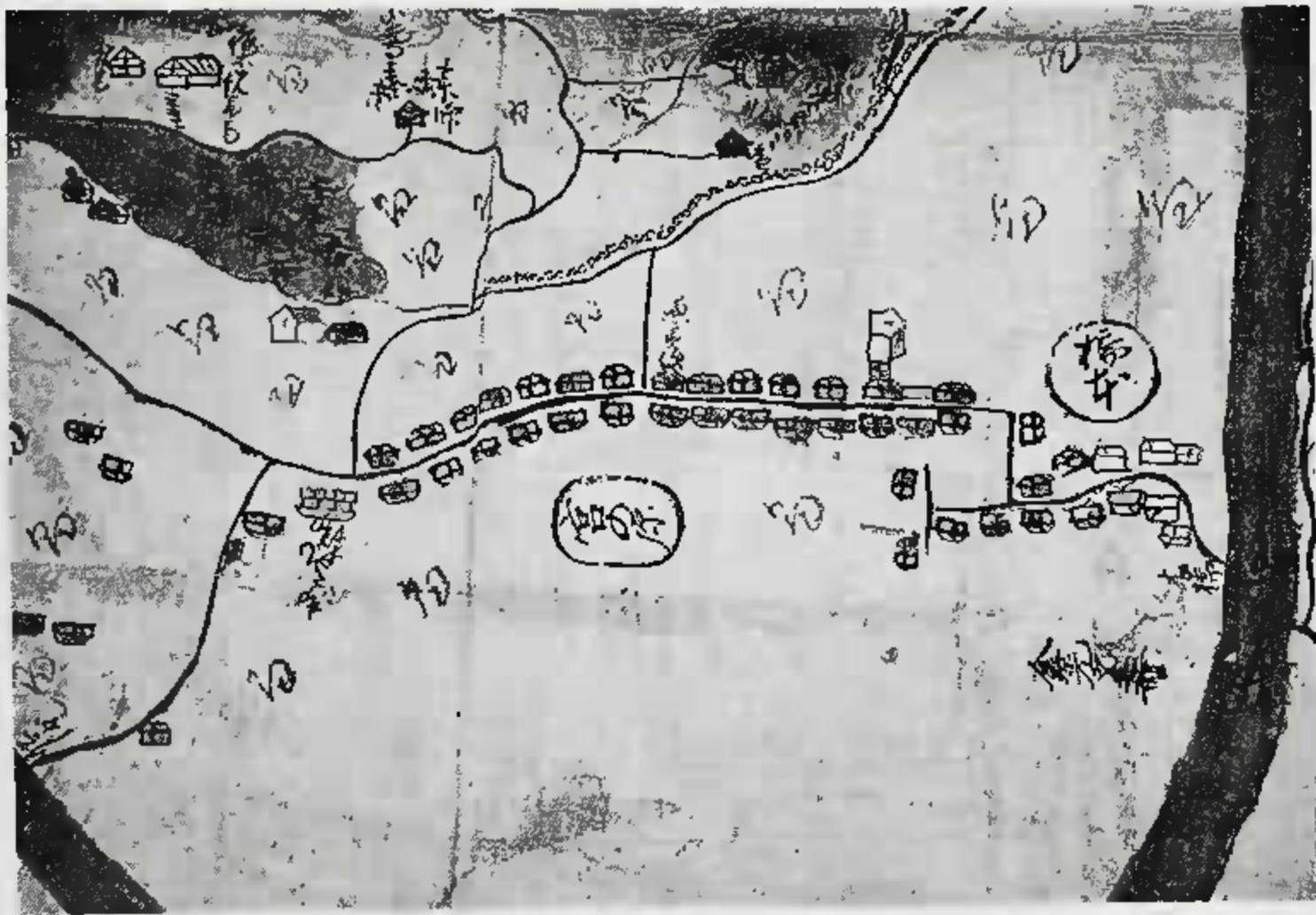
紙への輸送増大である。紙数も増、人馬之送り大分にて殊之外迷惑」とし、この対応策として、前年の元禄十二年に、銀二四〇目が準備されたが、これでも輸送量の増大には追いつけぬという状況下、家数一八軒の片田舎では土台無理だとして、五〇軒の家並みに二〇疋の馬を備えれば、対応が可能となることは勿論、非常時の下宿配備にも叶い、しかも市を立てれば、村民にとって他領あるいは徳山までの遠山の買出しの要もなくなり勝手がよいという趣旨。

この建言は、当役の奈古屋玄蕃頭の日にも達し、詮議の上、全面的に認められた。山代街道が、この当時、秋御用の山代紙運搬の道として重用されていたことを示すものとして留意すべきと思う。

さて、右の計画が、どう実行されていたものか。これを確実に検証する史料は見当たらない。あくまで参考だが、元文五年（一七四〇）の「須磨（万）村地下図」（山口県文書館架蔵・県庁旧藩記録、下段写真）を窺ったならば、宮ノ原の町並みには三〇軒余りの家々が描き込まれている。また、寛保二年（一七四二）頃の製作といわれる「御国廻行程記」（同館架蔵・毛利家文庫）でも同様のことが見て取れる。ちなみに、須方村も徳山藩における紙の主産地で、山代と同じく年貢は紙で納められた。

もう一つは、寛政四年（一七九二）正月二十九日の記事である。

一須磨村宮原往米荷物送夫之儀は先年は一日出夫七人ツ、村々より申合、毎日宮原へ差出候処、右に而は地下向甚難儀仕候趣に付小貫を以銀老貫四百目貫□□右を以人足雇等之儀受相候もの有之、荷物送方相成候処、其趣遠藤孫左衛門役中小貫等之儀都而吟味行之、右送使貫銀をも減少有之老貫式白目に相定是迄相渡候處、近年日用貫銀高直に相成、右貫数に而は不足に付受負方相出候、因而銀百目相増老貫三百目にして受相候様申聞候所、請負候もの無之に付地下役人共吟味之上、宮原門男へ是迄勤掛り之役目差免、右送夫ヲ役目に申付、左候而右貫銀老貫三百目ヲ以送場所遠近に應し相応に貫銀定置、右相勤候門男其節々遣之送方仕候様仕度候段、押役大多和勘右衛門申出候



宮ノ原（須方村地下図）

に付其通申付可然候段相達、右相定候賃銭左之通

宮原より諸処へ之賃銭定

一 錢八拾文 金峯へ道法二里

一 同四拾文 野谷へ同 壹里

一 同百廿文 広瀬へ同 貳里

但川渡り場式々所行之

一 同八拾文 大田原へ同 貳里

一 同百貳拾文 須々磨へ同 三里

御先触伏御用状送賃銭定

一 錢貳拾四文 野谷へ

一 同四拾文 金峯へ

一 同八拾文 須々磨へ

右之通相定、庄屋口代諸事其勤取計相渡候通申出候事

これは、宮ノ原における山代街道を含む往来の荷物送り夫制度の変遷を物語っている。この送り夫は、旧米、須方村各村々の申し合わせによる口々七人の現役出夫が困難だとして、銀一貫四〇〇日を用意することで人夫雇いに転換された。その後、用意の銀高が一貫三〇〇日に減少されたが、近年、口用賃銀が高騰して不足が発生、そのため銀高を一貫三〇〇日に上げることとしたが、それでもこれに足らず請自業者が現れなかった。

そこで、吟味された結果が、銀高を据え置きにして宮ノ原の門男に送り夫役を担わせるというもので、送り先、送り荷に応じて賃銭を定めるということになった。

(吉積久年)

須方村より金峯へ道法二里 一 錢八拾文
野谷へ同 壹里 一 同四拾文
広瀬へ同 貳里 一 同百廿文
但川渡り場式々所行之
大田原へ同 貳里 一 同八拾文
須々磨へ同 三里 一 同百貳拾文
御先触伏御用状送賃銭定
野谷へ 一 錢貳拾四文
金峯へ 一 同四拾文
須々磨へ 一 同八拾文
右之通相定、庄屋口代諸事其勤取計相渡候通申出候事
これは、宮ノ原における山代街道を含む往来の荷物送り夫制度の変遷を物語っている。この送り夫は、旧米、須方村各村々の申し合わせによる口々七人の現役出夫が困難だとして、銀一貫四〇〇日を用意することで人夫雇いに転換された。その後、用意の銀高が一貫三〇〇日に減少されたが、近年、口用賃銀が高騰して不足が発生、そのため銀高を一貫三〇〇日に上げることとしたが、それでもこれに足らず請自業者が現れなかった。
そこで、吟味された結果が、銀高を据え置きにして宮ノ原の門男に送り夫役を担わせるというもので、送り先、送り荷に応じて賃銭を定めるということになった。
(吉積久年)